

小倉山森林公園条例など

8議案を審議可決

第2回議会 市定例

昭和六十三年第二回日光市議会定例会が、六月十日から二十二日まで十三日の会期で開かれ、小倉山森林公園条例の制定など、八議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

議案の主な内容は次のとおりです。

昭和六十二年一般会計予算の地方交付税・市債のなど

〔補正予算〕

の確定に伴い、地方交付税など合わせて六千七百九十八万六千円が増額され、同額、基金繰入金が減額されました。また、六十三年度予算についても、消防防災無線通信施設整備事業のための国庫補助金千五百四十七万円と市債五千七百八十万円など、総額一億一千二百九十九万七千円が増額され、一般会計の予算総額は六十七億四千五百九十九万七千円となりました。

〔条例〕

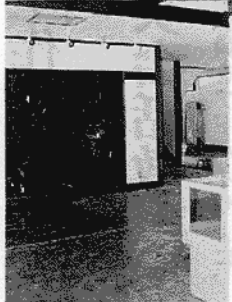
◆市税条例の一部改正
地方税法等の改正に伴う条例改正ですが、特に本年は固定資産税の評価替えの年にあたり、同税増額の負担を

緩和するため、三年間にわたる段階的に増額していくよう定めたほか、このための調整率もこれまでの五段階を六段階とし、上昇率の低いものにも同様の緩和制度が摘要されるよう改正されました。

◆日光市小倉山森林公園条例の制定
市民の貴重な財産である小倉山について、森林の持つ多面性を活かし、市民の憩いの場として、また観光資源としての活用と木工芸や農林業の活性化に努めるため、管理運営に必要な事項を定めました。

◆小来川農村公園条例の制定
農村基盤総合整備事業の一環として、旧滝ヶ原分校跡地に建設された「小来川農村公園」の管理運営に必要な事項を定めました。(5ページに
関連記事)

〔小倉山森林公園の拠点施設として、オープン間近い木彫の里工芸センター〕



◆日光市国民健康保険条例の一部改正
地方税法の一部改正に伴って、保険料の賦課限度額を、これまでの三十九万円から四十一万円に引き上げるなどの改正が行われました。

◆野口清掃センターを建て替える工事の請負契約を次のとおり締結することが議決され

○昭和三十九年度繰越明許計算書
○華厳の滝の落水について
やめ、大幅減税等を求める
請願(継続審査)

○日光杉並木街道周辺モデル地区基本構想に関する陳情(採択)

〔請願・陳情〕

○名称・形式を問わず、大規模間接税の導入に反対する請願(継続審査)

○国庫補助・負担率の引き下げ廃止を求める請願(採択)

○新大型間接税の導入をとり

○大谷川河川敷地内ゲートボール場について(以上、6月号既報)

○例月出納検査報告

○日光市防災無線の整備

○日光市土地開発公社の経営状況

〔報告事項〕

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に合せて、市の条例も改正されました。

◆日光市国民健康保険条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴って、保険料の賦課限度額を、これまでの三十九万円から四十一万円に引き上げるなどの改正が行われました。

野口清掃センターを建て替える工事の請負契約を次のとおり締結することが議決され

昭和三十九年度繰越明許計算書

華厳の滝の落水について

やめ、大幅減税等を求める請願(継続審査)

日光杉並木街道周辺モデル地区基本構想に関する陳情(採択)

障害者小規模通所療育授産事業としての日光キスゲ作業所設置に関する陳情(採択)

ました。(5ページに関連記事)
○契約金額
一一億一、二〇〇万円
○契約の相手方
東京都港区二丁目
荏原インフィルコ(株)